

相談センターニュース

罹災証明書について

罹災証明書…市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する面）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）



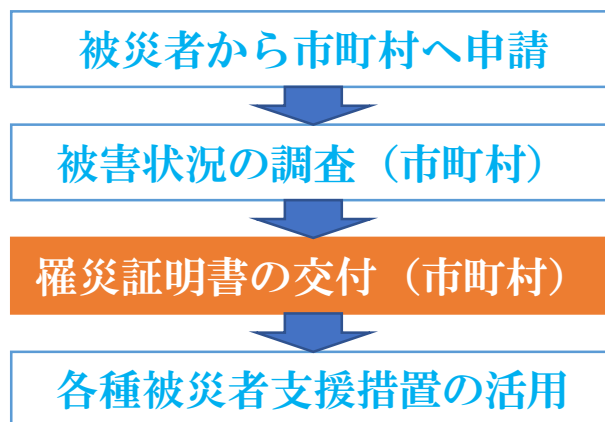
例えば、住宅の被害程度が全壊なら、被災者生活再建支援法3条1、2項に基づき支援金として100万円支給されますが、その全壊の証明として罹災証明書が用いられます。

この他、各種被災者支援策（融資や税・保険料・公共料金等の減免・猶予）の適用の判断材料としても用いられています。

被害認定の区分は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の他に「床上浸水」「床下浸水」などもあります。

まずは罹災証明書の交付の申請を検討してください。

<被災から支援措置の活用までの流れ>※



※「内閣府防災情報のページ」

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/risaisyoumeisyo.html>) より引用

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】・・・予約は **不要** です

・月曜日～金曜日の14時～17時

・電話相談は ☎ 054-289-3704

【面談相談】・・・予約が **必要** です

・ご予約は ☎ 054-289-3700

・面談会場は

〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎 週 (火・金) 14時～17時

〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎 週 (木) 14時～17時

〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎 週 (火) 14時～17時

〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月 第3 (金) 13時～16時

〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月 第1 (水) 13時～16時

〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月 第1 (水) 13時～16時

相談は無料！

相談センターニュース

預貯金の払戻しについて

令和元年台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置について

令和元年10月15日

東海財務局静岡財務事務所長 山崎 正晴
日本銀行静岡支店長 竹内 淳

今回の令和元年台風第19号に伴う被害により災害救助法が適用された静岡県1市1町内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう預貯金取扱金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び電子債権記録機関に14日付で要請しました。

〈 中 略 〉

1. 預貯金取扱金融機関への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。

〈 以下 略 〉



今回の台風19号に関して、災害救助法の適用を受けた伊豆の国市及び田方郡函南町の被災者に対しては、上記のとおり金融機関に対し、東海財務局静岡財務事務所長及び日本銀行静岡支店長の連名で要請を发出了したので、通帳等を紛失しても預貯金を払い出すことができますから、安心してください。

また、災害救助法の適用外の地域の被災者に対しても、柔軟に対応する旨をホームページに掲載している金融機関もあります。

各金融機関に問い合わせのうえ、当面の資金を確保しておくことも大事でしょう。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

- 【電話相談】・・・予約は **不要** です
 ・月曜日～金曜日の14時～17時
 ・電話相談は ☎ 054-289-3704
- 【面談相談】・・・予約が **必要** です
 ・ご予約は ☎ 054-289-3700
 ・面談会場は

- | | | | | |
|--------|-------------|-----|--------|---------|
| 〈静岡会場〉 | 静岡県司法書士会館 | …毎週 | (火・金) | 14時～17時 |
| 〈浜松会場〉 | 浜松市福祉交流センター | …毎週 | (木) | 14時～17時 |
| 〈三島会場〉 | 三島商工会議所 | …毎週 | (火) | 14時～17時 |
| 〈下田会場〉 | 下田商工会議所 | …毎月 | 第3 (金) | 13時～16時 |
| 〈細江会場〉 | 浜松市北区役所 | …毎月 | 第1 (水) | 13時～16時 |
| 〈天竜会場〉 | 浜松市天竜区役所 | …毎月 | 第1 (水) | 13時～16時 |

相談は無料！

相談センターニュース

保険証の紛失について

令和元年10月12日

令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について

令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

< 略 >

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係



今回の台風19号に伴い保険証を紛失又は自宅等に残して避難している方は、次の事項を医療機関にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 加入している医療保険者が分かる情報（※）

※ 被用者保険の場合・・・事業所名
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合・・・住所
国民健康保険組合・・・住所及び組合名

「健康」あつての「復興」です。体調がおかしいと思ったら、保険証の有無に関係なく、受診しましょう！

※なお、災害発生時に妊産婦、母子、支援者すべての人々が具体的な行動がとれるためのマニュアルを厚生労働省が作成しましたので紹介します。

【妊産婦を守る情報共有マニュアル@避難所（一般・避難所運営者向け）】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000121619.pdf>

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】・・・予約は **不要** です

・月曜日～金曜日の14時～17時

・電話相談は ☎ 054-289-3704

【面談相談】・・・予約が **必要** です

・ご予約は ☎ 054-289-3700

・面談会場は

〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時

〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時

〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時

〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月 第3（金）13時～16時

〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

相談は無料！

相談センターニュース

悪質商法について

平成27年8月27日
独立行政法人国民生活センター

自然災害にみる消費者トラブル
— 被災した住宅の修理トラブルから、便乗商法まで —

地震や台風、大雪などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した消費者トラブルの相談が寄せられます。

〈 中 略 〉

直接被災した人からの住宅の修理工事などに関する相談の他、旅行や航空サービスのキャンセルに関する相談など、自然災害によって間接的に発生したトラブルもあります。加えて、「住宅の破損を自然災害による被害として火災保険の保険金で修理できるので、しないか」といった勧誘や、「個人情報漏れ、あなたの自宅が被災者の避難所に登録されている」といった怪しい電話など、自然災害をきっかけや口実として勧誘する事例も多くみられます。

〈 略 〉



大規模災害が発生すると、点検商法、便乗商法など、災害に関連した消費者トラブルが発生する傾向にあります。そこで、

☆ 修理工事等の契約は慎重に。複数の業者から見積もりを取るなどして、すぐには決めないこと。

もし、トラブルにあってしまったり、勧誘を受けて不安に思ったりしたら、最寄りの消費生活センター、併せて弁護士・司法書士等へ相談しましょう！

悪質商法の
主な相談先

- ・伊豆の国市消費生活センター 055-948-2901
- ・函南町消費生活センター 055-979-8131
- ・沼津市企画部市民相談センター 055-934-4841
- ・焼津市消費生活センター 054-626-1147
- ・静岡県弁護士会沼津支部 055-931-1848
- ・静岡県弁護士会静岡支部 054-252-0008

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

- 【電話相談】・・・予約は **不要** です
 ・月曜日～金曜日の14時～17時
 ・電話相談は ☎ 054-289-3704
- 【面談相談】・・・予約が **必要** です
 ・ご予約は ☎ 054-289-3700
 ・面談会場は

- 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週(火・金) 14時～17時
 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター …毎週(木) 14時～17時
 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週(火) 14時～17時
 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3(金) 13時～16時
 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1(水) 13時～16時
 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1(水) 13時～16時

相談は無料！

相談センターニュース

損害保険契約の照会について

自然災害等損保契約照会制度について

日本損害保険協会では、2014年7月1日から、「自然災害等損保契約照会制度」を実施しています。

この制度は、災害救助法が適用された地域または金融庁国民保護計画に基づく対応要請があった地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様に関する契約照会に応じるものです。

お客様からの照会は、当協会内に設置した「自然災害等損保契約照会センター（以下、「当センター」とします）」で受け付けます。当センターは、お客様から提供いただいた情報を、当協会の会員会社全社に連絡し、各社は契約の有無に関する調査を行います。

該当するご契約が存在する場合は、原則としてその損害保険会社から、ご照会いただいた方へご連絡いたします。（ただし、ご契約が確認できた場合でも、個人情報保護などの観点から、ご照会いただいた方に対してはご契約の有無や内容についてお答えできない場合がございます。）

また、いずれの損害保険会社にもご契約がない場合は、当センターからご照会いただいた方にその旨をご連絡いたします。

※日本損害保証協会（<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/icrcd/>）より引用



※金融庁から免許を付与された損害保険会社は32社。うち、日本損害保証協会の会員会社は28社です。

上記制度の利用可能な方の範囲と照会可能な契約は、

- ・災害救助法が適用された伊豆の国市及び田方郡函南町の被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）
- ・会員会社において契約している個人契約

連絡先は、

- ・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
0120-501331（フリーダイヤル）

【受付時間】月～金（除く祝日・年末年始）9：15～17：00

※「保険金が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルに、ご注意ください。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】・・・予約は **不要** です

・月曜日～金曜日の14時～17時

・電話相談は ☎ 054-289-3704

【面談相談】・・・予約が **必要** です

・ご予約は ☎ 054-289-3700

・面談会場は

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時

〈三島会場〉三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時

〈下田会場〉下田商工会議所 …毎月 第3（金）13時～16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時

相談は無料！